

高校生向け

ハンセン病を
正しく理解しよう



福岡県

ハンセン病の症状と治療

ハンセン病は、**らい菌**による感染症の一種です。
遺伝病ではありません。

- らい菌は1873年（明治6年）、ノルウェーのアルマウエル・ハンセン医師によって発見され、ハンセン病はこの発見者にちなみ名付けられました。
- 以前は同一の家族内で発病することが多く、遺伝病と考えられていました。



アルマウエル・ハンセン医師
国立ハンセン病資料館提供

症状

ハンセン病は皮膚や末梢神経の病気で、外見上に**㉑ 特徴的な変形**が生じたり、熱さ、冷たさ、痛みなどの感覚が麻痺するため、火傷や傷が出来ても分からなかったりすることがあります。

- ㉑ 皮膚や末梢神経に障害がおき、顔や手足に一見してハンセン病と分かる症状（変形や機能障害）が生じました。病気の進行に伴う外見上の変化等のために、古くから「業病、（天から罰せられた）天刑病」と言われ、偏見・差別の対象となりました。

感染力

㉒ 感染力は非常に弱く、入浴・飲食などの日常生活で感染することはありません。感染しても発病することはまれで、これまで療養所の医師や看護師などの職員にハンセン病になった人はいません。

- ㉒ 隔離政策により、強制的に療養所に隔離されたり、家が消毒されたりして、感染力が強い病気、怖い病気という偏見や誤解が広まりました。

治療法

㉓ 不治の病ではなく、現在では、いくつかの薬剤を併用する「多剤併用療法」等の適切な治療により完治し、早期に治癒すれば、身体に後遺症を残すことはありません。

- ㉓ 有効な治療薬プロミンが開発されるまでは、発病すると病気が進行してしまい、不治の病と考えられていました。



プロミン（注射薬）
国立ハンセン病資料館提供

治癒後

ハンセン病では、感染症としてのハンセン病が治癒した後であっても、外観からわかる顔面や手足の変形を残すことがあります。有効な治療法がなかった時代にハンセン病を発病した人の中には、重篤な後遺症を持つ人が少なからずいます。後遺症はあくまで病気が治癒した後に残った状態のものであることから、感染することはありません。

ハンセン病に関するできごと

1873年(明治6年)	ノルウエーのハンセンがらい菌を発見。
1907年(明治40年)	放浪患者を隔離。
1931年(昭和6年)	「癩予防一関スル件」公布。
1943年(昭和18年)	隔離の対象となる患者の範囲が広まった。
1947年(昭和22年)	「癩予防法」公布。
1943年(昭和18年)	効果が発表される。
1947年(昭和22年)	国内で特効薬「ロミン」の使用開始。
1953年(昭和28年)	アメリカで開発された特効薬「ロミン」の効果が発見される。
1960年(昭和35年)	No1「らい予防法」公布。
1960年(昭和35年)	国連の世界保健機構(WHO)が外来治療(在宅治療)を勧告する。
1996年(平成8年)	「らい予防法」廃止。
1998年(平成10年)	人権侵害を受けたとして、熊本地裁に賠償を求めて訴訟。
2001年(平成13年)	熊本、鹿児島両県のハンセン病療養所入所者13人が、熊本地裁は原告勝訴の判決。国は控訴せず。
2001年(平成13年)	No2「らい予防法」違憲国家賠償請求訴訟で、熊本地裁は原告勝訴の判決。国は控訴せず。
2001年(平成13年)	No3 談話を発表。
2001年(平成13年)	小泉首相が、ハンセン病問題の早期かつ全面的解決に向けての
2001年(平成13年)	No4「ハンセン病療養所入所者等に対する補償金の支給に関する法律」公布、施行。
2001年(平成13年)	衆議院で、続いて参議院で「ハンセン病問題に関する決議」を採択。
2001年(平成13年)	6月7日
2001年(平成13年)	6月22日
2001年(平成13年)	6月22日
2002年(平成14年)	国立ハンセン病療養所等退所者給与金及び死没者改葬費の制度創設
2005年(平成17年)	国立ハンセン病療養所等非入所者給付金事業開始。
2006年(平成18年)	国立ハンセン病療養所等退所者給与金及び死没者改葬費の制度創設
2009年(平成21年)	「ハンセン病問題の解決の促進に関する法律」施行。
2009年(平成21年)	「ハンセン病問題の解決の促進に関する法律の一部を改正する法律」公布、施行。
2019年(令和元年)	No5「ハンセン病元患者家族に対する補償金の支給等に関する法律」

ハンセン病療養所入所者・退所者が受けた苦しみ

ひのこうき
日野弘毅さんの手記

【熊本地裁国家賠償請求訴訟判決(2001年(平成13年))に対し、国の控訴断念を首相に要請した際】

昭和24年、16歳で入所して以来、ずっと療養所の中におります。

私にも愛する家族がありました。

昭和22年の夏、突然保健所のジープがやってきました。私を收容しに来たのです。母はきっぱりと断ってくれました。ところがジープは繰り返しやって来ました。昭和24年の春先、今度は白い予防着の医者がやってきて私を上半身裸にして診察したのです。

その日から私の家はすさまじい村八分にあいました。18歳だった姉は婚約が破談になり、家を出なければならなくなりました。

小学生の弟は、声をかけてくれる友達さえいなくなりました。

弟がある日、学校から帰ってきて母の背中をこぶしてたたきながら「ぼく病気でないよね。ぼく病気でないよね。」と泣き叫んだ姿を忘れることはできません。

このまま家にいれば、みんながだめになると思い、自分から市役所に申し出て、入所しました。それなのに家族の災厄はやみませんでした。

それから20年あまり、母が苦勞の果てに亡くなったときも、見舞いに行くことも、葬儀に参列して母の骨を拾うことも、かないませんでした。

18歳の時、家を飛び出した姉は、生涯独身のまま、平成8年、らい予防法が廃止になった年の秋に自殺しました。姉の自殺は母の死以上に、私を打ちのめしました。

姉の思い。母の思い。いまだに配偶者に私のことを隠している弟、妹の思い。そのために私は訴訟に立ちました。

裁判の日、私は詩をつくりました。

太陽は輝いた
90年
長い長い暗闇の中
ひとすじの光が走った
鮮烈どなって
硬い巖を砕き
光が走った
私は備かないでいい
光の中を
胸を張って歩ける
もう私は備かないでいい
太陽は輝いた

No.1

ハンセン病の患者・元患者には、平成8年に「らい予防法」が廃止されるまで、社会から隔離される政策が取られてきました。

発病すれば、ハンセン病の療養所に入所させられ、社会の偏見の中で、肉親が亡くなっても帰ることができず、死亡後、自分の骨も帰ることができませんでした。

No.2

平成13年5月11日に熊本地裁は、「医学的知見などを総合すると、遅くとも1960年以降、隔離の必要性は失われ、らい予防法の違憲性は明白だった」として、国の全面的な責任を認め、総額18億円余の賠償を命じました。

平成13年5月23日に国が控訴断念を決定し、25日に判決が確定しました。

No.3

政府はハンセン病療養所入所者・退所者の皆さんに対し、長年にわたる国の隔離政策により人権を大きく制限・制約されたことや、偏見と差別の中で多大な苦痛・苦難を強いてきたことを謝罪しました。

隔離政策

●明治40年の「癩予防二関スル件」制定から平成8年の「らい予防法」廃止まで、長年にわたり続けられてきました。また全国で、ハンセン病患者をなくそうとする、「無らい県運動」が官民一体となって行われました。

●らい菌の感染力は弱く、本来、危険な病気ではなかったにもかかわらず、「らい予防法」で一度入所させられると、病気が治っても社会に戻れる人はほとんどいませんでした。

●療養所長に懲戒検束権^(注1)が付与され、逃亡防止のため特別病室（重監房）の設置や園内通用券^(注2)の発行が行われた時もありました。

●結婚をするための条件として、療養所の中で断種（子どもが生まれないようにする手術）や人工妊娠中絶が行われたこともありました。

(注1) 懲戒検束権：大正5年に定められ、療養所長に、7日以内常食量の2分の1までの減食、30日以内の監禁などの懲戒権が与えられました。

(注2) 園内通用券：療養所では、入所者の逃亡を防止するため、お金の代わりにその療養所でしか通用しない券を発行しました。



ハンセン病と診断された患者は強制的に療養所に入所させられました。

国立ハンセン病資料館提供



園内通用券（多磨全生園）

国立ハンセン病資料館提供

No.4

ハンセン病の患者・元患者の皆さんに対するいわれのない偏見や差別を解消するために、ハンセン病に関する正しい知識の普及啓発を行うことや、名誉回復及び福祉の増進に努めることとされました。

また、平成20年6月には、「ハンセン病問題の解決の促進に関する法律」が制定され、療養所の土地、建物等を地域に開放できるようになり、平成24年には、菊池恵楓園^{きくちけいふうえん}と多磨全生園^{たまぜんしやうえん}に保育所が開設されました。

No.5

令和元年6月28日に熊本地裁は、「隔離政策によって家族も差別や偏見の被害を受けた」として、国の責任を認め、総額約3億7千万円の賠償を命じました。

令和元年7月12日、政府は、隔離政策により患者・元患者とその家族の方々が、偏見と差別の中で強いられてきた苦難と苦痛に対して謝罪。国は控訴を行わず、判決が確定しました。

全国のハンセン病療養所 14カ所

令和2年5月1日現在、全国で1,094名の方が、
ハンセン病の療養所で生活をしています。

入所されている方の平均年齢は、
約86歳と高齢になっています。

※()内は令和2年5月1日現在の入所者数

※神山復生病院は私立、その他は国立です。



福岡県での取り組み

福岡県では、ハンセン病に関する普及啓発等の事業を実施している福岡県藤楓協会^{とうふうきょうかい}(注)とともに、里帰り事業や見舞金品の支給、療養所訪問交流等を毎年実施しています。また、ハンセン病を正しく理解していただくため、リーフレット、冊子の配布等の啓発事業を行っています。

(注) 藤楓協会とは

ハンセン病に関する正しい知識の啓発普及に努め、ハンセン病療養所入所者等の福祉増進を図るため活動しています。昭和27年に、それまでの(財)癩予防協会(昭和6年創設)が(財)藤楓協会に改組されました。平成15年に(財)藤楓協会は解散しましたが、福岡県では引き続き福岡県藤楓協会として活動しています。

今後も、皆様の意見、要望をお聞きしながら、
ハンセン病対策に取り組んでいくこととしています。

わたしたちにできること

学校や家庭でも話し合ってみませんか？

● 埋葬してもらえない！。

● 死んでもふるさとの墓に

● 暮らすことができない！。

● 一生療養所から出て

● 産むことが許されない！。

● 結婚しても子どもを

● 実名を名乗ることができない！。

● 一緒に暮らすことができない！。

● 親や兄弟姉妹と

こうした生活をハンセン病患者・元患者の皆さんは長い間、強いられてきました。あなたは想像できますか？

あやまった国の政策などによって、長い間多くの偏見と差別に苦しんできました。今まで間違えて伝えられてきた病気、そしてその実態が、ようやく正しく伝えられるようになりました。

ハンセン病について、正しい知識と理解を持つこと。これが差別や偏見をなくす第一歩なのです。

このリーフレットをきっかけに、一人でも多くの人たちにハンセン病のことを正しく知ってほしいのです。

ハンセン病についてのお問い合わせ

福岡県保健医療介護部がん感染症疾病対策課

福岡県藤楓協会(がん感染症疾病対策課内)

TEL.092-643-3576 FAX.092-643-3331

ウェブサイト

- 厚生労働省(ハンセン病に関する情報ページ)
https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kenkou_iryuu/kenkou/hansen/index.html
- 法務省(ハンセン病患者等に対する偏見や差別をなくしましょう)
http://www.moj.go.jp/JINKEN/jinken04_00151.html
- 国立ハンセン病療養所(各療養所にリンクしています)
https://www.mhlw.go.jp/www1/link/link_hosp_12/hosplist/nc.html
- 国立感染症研究所(ハンセン病とは)
<https://www.niid.go.jp/niid/ja/kansenohanashi/468-leprosy-info.html>
- 国立ハンセン病資料館
<http://www.hansen-dis.jp/>
- 日弁連法務研究財団(ハンセン病事実検証調査事業)
<https://www.jlf.or.jp/work/hansen/>